

## 柁谷家文書解題

柁谷家文書は、平成一一（一九九九）年七月、柁谷直氏（埼玉県草加市在住）より愛媛県歴史文化博物館に寄贈を受けた。同家の姓は、戦国期にはその表記が「梶谷」「鍛治屋」など一定せず、近世には概ね「梶谷」と称したが、文書名は現在の直氏の姓に合わせて柁谷家文書の名を採用している。本資料の受入時には伝存状況が不明であつたため、中世文書、作成年代が判明する近世文書、中世文書の写、無年号の近世文書、系図類の順に配列した。

### 一、柁谷家の系譜

柁谷（梶谷）家の系譜は次頁の通りで、同家は戦国期に高森城（現在の大洲市平野町平地）を本拠とした在地土豪梶谷新蔵丞（系図では伊豆守景則又は伊豆守景基とする）を祖とする。新蔵丞の三人の子、中務少輔（系図では官名を中書とする）、左衛門尉、修理のうち、嫡子中務少輔は豊臣秀吉配下の大名戸田勝隆の入部の時帰農し平地村の名主となつた。中務少輔には平兵衛、儀左衛門の二人の男子があり、家伝文書は当初平兵衛が相続したが、儀左衛門が宇和島藩に出仕することとなつたので、平兵衛は文書を儀左衛門に譲渡したという（17）。

儀左衛門は元和元（一六一五）年に秀宗に召出され、切米五石四人扶持を宛行われ、江戸に供仕していたが、病のため平地村に帰郷した。正保元（一六四四）年に野田平地番所に在番することとなり、以後儀左衛門系梶谷家は、吉兵衛、（古）儀兵衛、儀兵衛の四代にわたり同番役を勤めた（5、6）。このことは、「記録抜書」に、慶安三年の在番衆として、「野田 四人分五石 梶谷儀右衛門（中略）右在番之分桜田玄蕃・尾川孫左衛門支配之事」とあることによつて裏付けられる。儀右衛門とあるのは、儀左衛門の誤写であろうか。享保一二（一七二七）年正月、儀兵衛は平地村から宇和島城下に移つた。儀兵衛の養子惣右衛門の子左佐は、小頭与惣兵衛子息の喜内を養子にむかえた。喜内は切

米三人分九俵を宛行われ、徒士供方に任せられている（14）。伊豆守（新蔵丞）から喜内にいたる儀左衛門系梶谷家の系譜は「高森城遺跡写」（17）にまとめられている。

一方、左衛門尉系梶谷家は代々平地村に居住した。「梶谷一統系伝」（16）は伊豆守（新蔵丞）から安次郎にいたる左衛門尉系梶谷家の系譜を記しており、久右衛門の代から没年月日及び戒名を併記する。安次郎以後の系譜は同家墓地の墓石並びに位牌によりあらかた判明する。幕末期以前の同家の平地村内における地位及び事績は不明であるが、市治郎は弘化四（一八四七）年九月に梶谷組組頭に任せられている（12）。直氏の祖父にあたる徳馬は製糸業に転じ、道路建設や電力電話の引入れなど平地村の開発にも貢献した。同氏の時、姓を梶谷から柁谷に改めたという。

このように、左衛門尉系梶谷家に連なる直氏の元に、本来別家である儀左衛門系梶谷家の文書も伝來したことは、喜内以降のある時点で、同家の文書が左衛門尉系梶谷家に流入したことを示している。

### 二、文書の概要

当文書は戦国期から幕末期にかけての一八点の史料からなり、一六世紀末に発給された中世文書四点、中世文書写三點の他、近世文書は由緒書、系図、家督相続に関する史料に集中している。

特に注目すべき史料としては、河野氏最後の当主である河野通直（牛福）が発給した文書三通ならびに土佐一条氏の一条兼定が発給した宛行状一通があげられる。喜多郡と宇和郡の境目にあつた在地土豪梶谷氏が、道後湯築城主河野氏に属して喜多郡の勢力と対抗した様相が伺える史料である。一条兼定の宛行状は、流浪中の兼定が伊予滞留中に発給されたものと思われ、当時の土佐一条氏と梶谷氏との交流を示す史料である。石野弥栄氏は、一条兼定時代に発給された土佐一条氏の文書全一九通のうち、兼定の花押を据えた文書はこの一通のみで、その他はすべて執政（奉行人）康政の奉書形式の文書であることを指摘している（石野弥栄「戦国期の公家大名土佐一条氏の性格」『國學院高等學校

# 梶谷家略系図

夷嶽・高森両城主

平景則（梶谷伊豆守景基）

本姓梶原到豆州有故改梶谷  
河野通直直属幕下  
天正四戌貢歲五月六日  
本立院殿前豆州太守道連玄成大居士

景雄 中書

景竟 平兵衛

某 勝兵衛

某 勝介

某 孫太郎

某 庄介

天正六戌寅年高森切捕刻從  
河野通直感状数通在土佐之國主從  
一条殿褒美指出シ之状アリ高森退城後

戸田民部少輔之為憲成名王

伊達侍従秀宗卿江舍弟儀左衛門  
仕官之時家之感状不残附与之

（ママ）儀左衛門

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

中書五男伊達侍従  
秀宗公家臣野田番

平地邑定番役勤  
役大洲境目

野田番役

古儀兵衛景  
二付寒四男二テ野田番役相続享保

実上申甚之承景  
新之丞男惣右衛門景休儀兵

才河之内村  
御景賴智養子

友八郎

美御小人組小頭  
与惣兵衛嫡男

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）吉兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（ママ）儀兵衛

（本系図は「梶谷姓一統系伝」(16)、「高森城遺跡」(17)、  
梶谷芳光氏管理の位牌・墓石銘等をもとに作成した。）

紀要》第二十一輯、一九八八年)。なお当文書中みられる河野通直(牛福)の花押については、本目録の論考で検討を加えているので参照されたい。

また、河野通直(牛福)の発給した文書三点の写があることも注目される。福川一徳氏は、近世初頭に主家の没落や転封など急変する環境の中で家の存続を図る武士たちは、家を分裂させることでそれを果たそうとし、その際精巧な写しを作成し一方の家に与えた例がみられるなどを指摘している(福川一徳「試論『写し』の古文書学」『九州史学』九五、一九八九年)。当文書中の写も、左衛門尉系梶谷家が分家する時に作成され与えられたものである可能性が高い。これらの河野氏が発給した文書またはその写は、由緒書や系図類にも言及、引用されており、近世における梶谷家がその家意識を形成する上で拠り所の一つとなつたことが分かる。

本文書は、「宇和旧記(萩森殿平野村)」(一六八一年成立、一九二八年愛媛県青年処女協会刊行)、伊予史談会編「伊豫古文書」三十六、西園寺源透編「伊予古文」五〇(『伊予史談』五三号、一九二八年)、『愛媛県編年史』第四(一九六七年)、同第五(一九六九年)、『高知県史古代中世史料編』(一九七七年)、『愛媛県史 資料編 古代・中世』(一九八三年)、『松山市史料集 第二卷 考古2・古代・中世・近世・文化編』(一九八七年)に一部が翻刻されている。

本文書を利用・言及した研究としては、石野弥栄「戦国期の公家大名土佐一條氏の性格」(『國學院高等學校紀要』第二十一輯、一九八三年)、山内譲「伊予河野氏の花押」(『ソーシアル・リサーチ』一二、一九八五年)、同「河野通直(牛福丸)の時代(上)」(『ソーシアル・リサーチ』一七、一九九一年)、『増補改訂大洲市史』第二編第二章(一九九七年)などがある。

なお、本解題の執筆にあたっては、柁谷直氏、柁谷芳光氏、東文道氏、福川一徳氏に種々のご教示を得た。また、本文書の所在調査にあたっては、埼玉県立文書館 新井浩文氏、草加市史編纂室 今井規雄氏に格段のご協力をいただいた。記して感謝申し上げます。

(土居 聰朋)

## 葛西家文書解題

葛西家文書は平成九（一九九七）年一〇月、兵庫県尼崎市の葛西妙子氏より寄託され、平成一二（二〇〇〇）年一月寄託から寄贈となつた。

らされ、知行一〇〇石で相続した。秀宗、宗利の小姓を勤め、元服後、万治元（一六五八）年に一〇〇石加増され、知行二〇〇石となつた。その後は、膳番、江戸留守番などを勤めた。

・五代 九兵衛善親

・小納戸役、宗費の目付役などを勤めた。

・六代 一平俊国 幼名 源七郎

家督相続後、江戸に詰めて小姓間、江戸屋敷番を勤めた。帰郷後は、小納戸、刀番、目付を勤めていた。元文五（一七四〇）年に、村年の二女幾姫の奥老役を命じられた。幾姫と大和郡山藩主柳沢吉里の子伊信との婚礼を翌年にひかえ、知行一〇〇石であつた俊国は、微禄であることから五〇石加増された。翌年、幾姫とともに、江戸郡山藩邸に移るが、寛保三（一七四三）年に幾姫が病死したため、延享元（一七四四）年に帰郷した。宝暦六（一七五六）年には旗奉行次席となつた。

・七代 三郎大夫清安 幼名源七郎、後三郎大夫、隠居名一閑

父俊国が幾姫付を勤めたのに対し、清安は、村候弟の伊織（一貫）付となり、本膳及び小納戸などを勤めた。その後は鉄砲頭、金奉行、物頭、弓頭、川割奉行、旗奉行などを勤めた。

・八代 一平重嘉 幼名平治郎、後源七郎

藩校内徳館素読指南役を勤めた後に、扇松丸（後の宗紀）付となつた。後に物頭、鉄砲頭を勤めた。

・九代 三郎大夫清節 幼名龜六

扇松丸が文政七（一八二四）年に宗紀と名を改めて藩主に就任すると、清節は父の跡をついで宗紀付となり、座敷番、膳番などを勤めた。晩年には、宗紀の三男扇松丸（のちの宗徳）に仕えた。六代目俊国から三代統いて、藩主及び藩主の子女にえていたが、清節は扇松丸付を勤めた後、文政一二（一八二九）年以降は、一転して炮術稽古を命じられる。そこで、江戸において、長崎町年寄高嶋秋帆や、不易流の門で炮術を習い、習得後は、焰硝製法を実践し、賞を得てゐる。

・一〇代 一平清操 幼名又三郎

元和元（一六一五）年に伊達秀宗が伊予に入国した時に、父政宗より遣された五十七騎の一人として、知行二〇〇石で召し抱えられた。

・初代 左馬之助重信

元和元（一六一五）年に伊達秀宗が伊予に入国した時に、父政宗より遣された五十七騎の一人として、知行二〇〇石で召し抱えられた。

・二代 九兵衛俊親

元和二（一六一六）年二月に秀宗が駿府に行き、徳川家康に謁した時に供をしている。相判役などを勤めた後に、一〇〇石加増され、知行三〇〇石となつた。

・三代 九市郎俊信

宗時の小姓等を勤めるが、参勤御供の時に江戸にて病死した。

・四代 一平信善

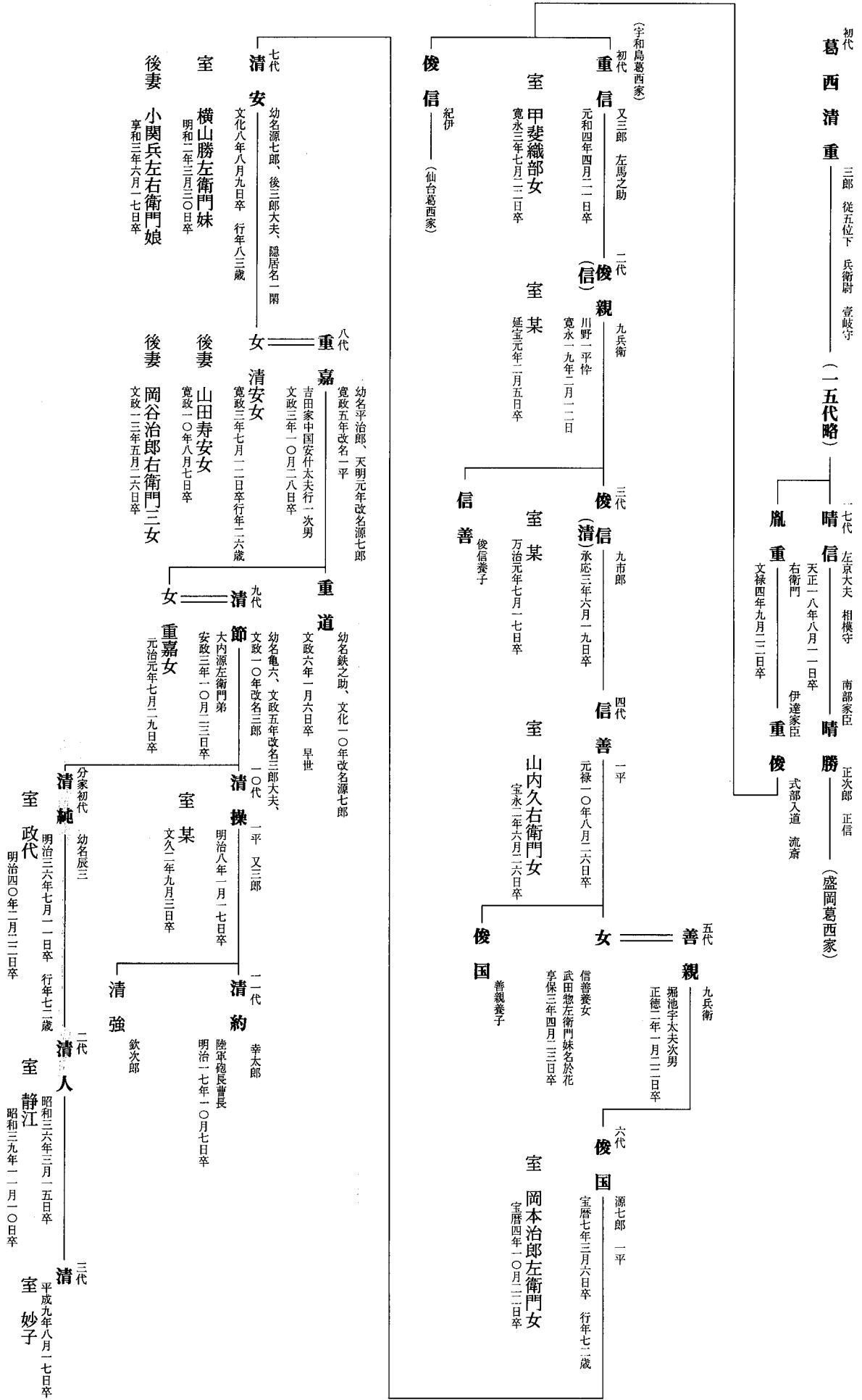
俊信の急死のため、急ぎよ家督を相続したが、幼少であつたため、石高を減

寄託され、平成一二（二〇〇〇）年一月寄託から寄贈となつた。

・一平清操 幼名又三郎

宇和島葛西家略系図

桓武平氏



東多田番所や一宮神事役人を勤めた。弟清純辰三は、剣術に優れており、他国に剣術修行に出でてその腕を磨き、宗徳より窪田流田宮流剣術相門取立方に任せられた。後に分家を許されている。

・一代 清約 幼名幸太郎

「旧藩士家録附」中に葛西清約の名があり、明治初頭にはすでに一平清操の跡を継ぎ、二代目を世襲していたと思われる。清約は、陸軍砲兵曹長をつとめ、明治一七（一八九六）年に陸軍病院で死亡した。

清約には弟がいたが、清純の孫の清氏に葛西文書が引き継がれていたことから、なんらかの事情で、本家が途絶え、分家に資料が渡つたと考えられる。なお葛西家代々の役職については論考「葛西家の役職について」で詳述したい。

（安水純子）

## 二、文書の概要

当文書は総数一六一点である。分類は八つとし、分類別の点数としては、知行宛行状六六点・判物改五点・藩主書状八点・由緒書一七点・葛西家二七点・武芸九点・その他一二三点・写真他六点となる。分類別の概要を述べていくと、次のようになる。

① 知行宛行状 六六点

知行宛行状は藩主から家臣へ出された知行を認定された文書である。内訳は、知行宛行状が一六点、知行宛行状の写が一五点、それらの包紙三五点となつていて。本紙と包紙は本来一体の物であるが、受け入れ段階ですべて分離されており、知行宛行状も写しを含め二通づつあることからすべて別のもとのとして記載した。最初の知行宛行状は寛永五（一六二八）年に秀宗から一〇〇石加増を受けた二代久兵衛のもので、その後藩主代替わりの際と家督相続の際それぞれ発給を受け、安政六（一八五九）年の宗徳から一五〇石の宛行を受けた一〇代一平のものが最後である。

② 判物改 一五点

判物改は、藩主の代替わりに新しい知行宛行状を発給する際、藩士が発給

を受けた歴代藩主の知行宛行状を改める制度である。判物改の文書は歴代の知行宛行状の発給・所持状況を詳しく記し、御用懸に提出したもので、葛西家では、村候から宗城の代までの文書が残っている。知行宛行状と判物改の文書については論考「宇和島藩の知行宛行状と判物改」で詳述したい。

③ 藩主書状 八点

藩主書状はすべて年次の正月五日に出された年賀状である。花押と印判の分析から村候のものが六点、宗紀のものが二点ある。形態は折紙で宛先は葛西家の七代三郎大夫、八代一平、九代三郎大夫と考えられる。書状の後半には取次役として桜田玄蕃や宍戸市正の名前が見られる。

④ 由緒書 一七点

由緒書は藩主代替わりの際に提出を命じられる家の役職の書上である。葛西家には元禄八（一六九五）年から弘化三（一八四六）年までの由緒書があり、役職の変遷を追うことができる。由緒書以外にも隠居願や病気による旗奉行辞職願の文書がある。このうち「元禄八年由緒書」「享保六年由緒書」「明和二年由緒書」「文化三年由緒書」「弘化三年由緒書」については史料翻刻を掲載した。

⑤ 葛西家 二七点

この葛西家の分類は、系図など中世の葛西家に関する記録が多い。葛西氏の祖清重の墓所や戒名、葛西城などの旧跡の書上や、親類である伊達・武田・山田家の系図なども含まれる。このうち、中世の葛西家について記した「葛西姓由書写」については史料翻刻を掲載した。

⑥ 武芸 九点

武芸では武術の免状や目録などが含まれる。中でも一〇代一平の弟辰三のものが多く、辰三が全国の剣術道場で対戦した相手を記した「英名録」や、諸国へ剣術修行に行く際の往来手形などがある。詳細は論考「葛西辰三の剣術修行」に述べている。

⑦ その他 一二三点

その他では幕末から近代にかけてのものがあり、その内容は金の受取や祝儀の包紙など様々である。

(8) 写真他 六点

写真他では文書以外の資料である写真や、扇・袖印などがある。写真は慶應四（一八六八）年七月辰三が東国へ出張する際に大坂で撮られた軍服姿のものや、人物の集合写真がある。扇は辰三が使用していたものと伝えられ、袖印は兄一平のものである。

（東 昇）

## 武田家文書解題

武田家文書は、平成一〇（一九九八）年五月、武田伸二氏より寄贈を受けた。本文書は木箱など三つの容器に分けて保存されていたため、それぞれに箱番号を付し、箱ごとに整理番号を与えた。

### 一、武田家の系譜

武田家の略系図を、文書中の過去帳や各種由緒書等により作成すると次頁の通りになる。以下この系図をもとに、歴代の当主について役職の変遷を中心に示す。

初代源右衛門寿信は仙台に生まれ、慶長二三（一六〇八）年から伊達政宗の長男秀宗に奉公している。同一九（一六一四）年秀宗が大坂冬の陣に出陣した際には従軍し、秀宗がその恩賞として宇和郡一〇万二五四石を与えられ、翌年板島丸串城（後の宇和島城）に入った際には御供を勤めた。宇和島伊達文化保存会所蔵の元和四（一六一八）年の「惣侍衆知行御切米御扶持方之留帳」には、「一、五人分 四石五斗 武田源衛門」とある。

二代仁右衛門知信は秀宗の近習を若年より勤め、正保一（一六四五）年に新知として二〇〇石が与えられた。明暦三（一六五七）年の秀宗の隠居後も二代藩主宗利に仕え、城普請奉行、江戸使役、大坂留守居を勤め、延宝一（一六七四）年に亡くなっている。

三代惣左衛門信知は延宝二年に家督相続の後、宗利の近習を勤めた。同五（一六七七）年に元服し、以後行水番・膳番・仙台使者・元メ在方目付兼帶を歴任した。また、延宝三（一六七五）年から元禄三（一六九〇）年にかけては、参勤交代の御供も合計一六回勤めている。同八（一六九五）年に前川初之允を養子に迎え、元禄一〇（一六九七）年に隠居している。

四代源太兵衛信継は元禄八年に武田家に養子に入り、小姓間勤めの後同一四（一七〇一）年には刀番となつていて、その翌年には江戸で病死している。

五代逸八郎信姫は鈴木源兵衛六男で、元禄一二（一六九九）年中之間、同四年小姓間勤めの後、同一六（一七〇三）年に武田家に入り家督を継いでいる。その後膳番行水番兼帯に始まり、宝永六（一七〇九）年より小納戸、正徳四（一七一四）年より目付、享保一四（一七二九）年より小姓頭・野奉行、同二二（一七三六）年より物頭、元文三（一七三八）年より町奉行、寛保元（一七四一）年より勘定奉行、延享二（一七四五）年より小姓頭と藩の重要な役職を歴任した。宝暦元（一七五一）年に隠居するまで、三代藩主宗賛、四代藩主村年、五代藩主村候の三代にわたり仕えた。

六代惣左衛門信名は享保六（一七二二）年に御目見を果たした後、寛保三（一七四三）年に小姓として召し出された。寛延三（一七五〇）年より近習を勤め、宝暦元年には信姫の隠居により家督を継いだ。同七（一七五七）年より小姓頭助元メ兼帶、同一（一七六一）年には巡見使通行の際の使者、同二三（一七六三）年よりは小姓頭・野奉行を勤めた。明和二（一七六五）年よりは持槍奉行を勤めているが、同年病死している。信名も部屋住以来四五年の長きにわたり五代藩主村候に仕えた。

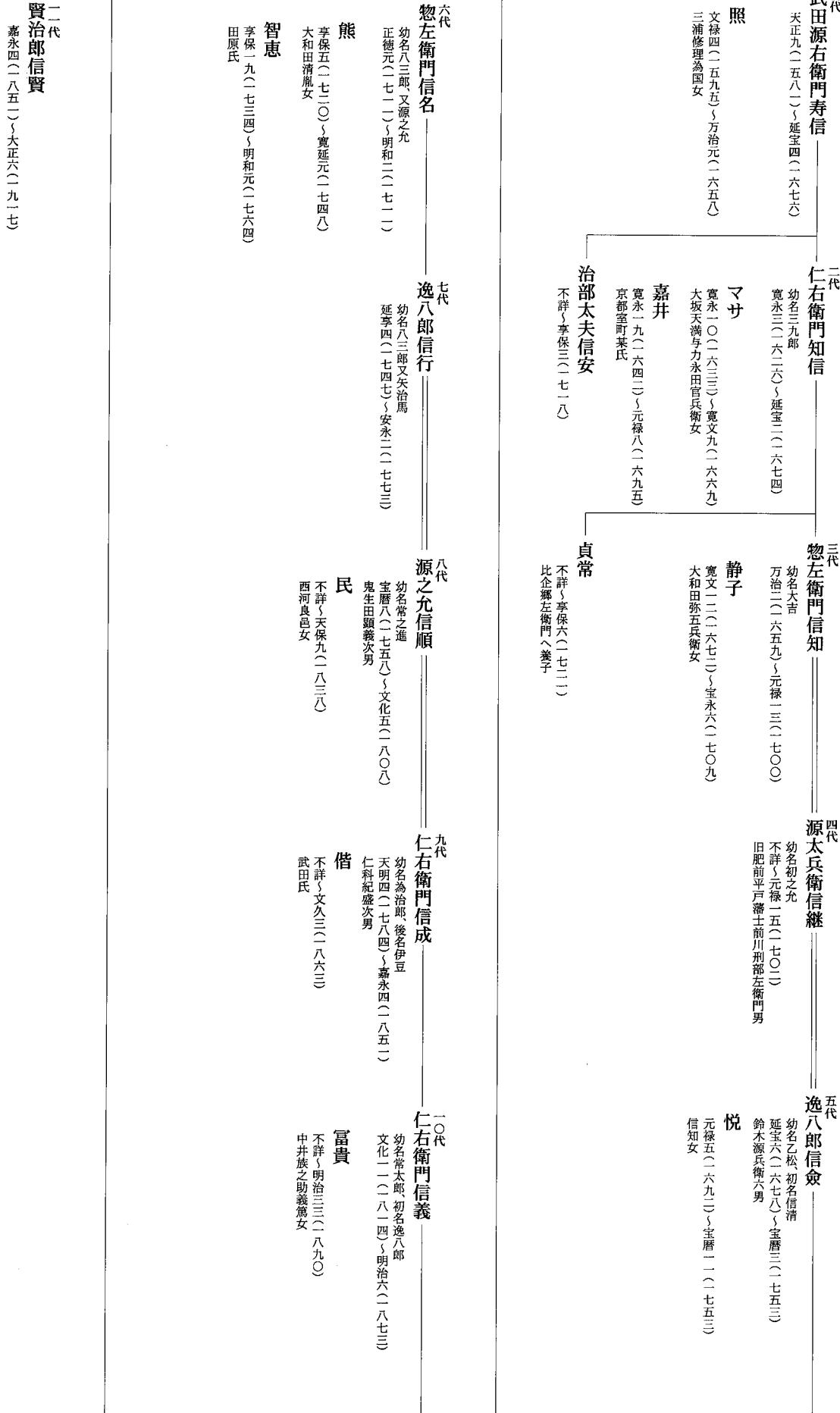
七代逸八郎信行は明和二年に家督相続し、小姓勤めとなつていて、同六（一七六九）年には書物方となつていて、安永二（一七七三）年には病死している。信行は能をたしなんだようで、五代藩主村候の能の相手を勤めることもあつた。

八代源之允信順は鬼生田又三郎顯保の弟で、安永二年に武田家に養子に入り、家督を相続、虎之間勤めとなつていて、同五（一七七六）年よりは小姓勤めとなり、同七（一七七八）年より座敷番、同八（一七七九）年より膳番、寛政元（一七八九）年よりは刀番、同五（一七九三）年よりは鉄砲頭、同六（一七九四）年よりは目付軍使兼帶を勤めているが、同七（一七九五）年には病氣で一旦役方御免となつていて、享和三（一八〇三）年よりは鉄砲頭・町奉行に帰役し、文化四（一八〇七）年よりは弓頭を勤めている。同五（一八〇八）年に病死しているが、家督相続以来五代藩主村候、六代藩主村壽の二代にわたり三六年間仕えた。

九代仁右衛門信成は仁科金兵衛紀盛の次男で、寛政九（一七九七）年に武田

# 武田家略系図

信  
国防國中市町山中卯七女



家に養子に入っている。文化五年に家督を相続、虎之間奉公となり、以後同八（一八一二）年より小姓、同一（一八一四）年より座敷番、文政二（一八一九）年より目付軍使兼帯を勤めた。同一（一八二八）から同一三（一八二〇）年にかけては、大坂商人に対する宇和島藩の借財の整理にあたり、七代藩主宗紀より賞賛を受けている。天保二（一八三二）年より元々、同四（一八三三）年より郡奉行、同一二（一八四二）年より用人格、弘化二（一八四五）年より若年寄へと進み、同四（一八四七）年に隠居している。

一〇代仁右衛門信義は文政七（一八二四）年に御目見を果たした後、天保四年には文武上達により御側勤めを命じられている。同六（一八三五）年より小姓、弘化四年より刀番、嘉永二（一八四九）年よりは元々を命じられ、その後家督を相続している。万延二（一八六二）年よりは大坂留守居元々兼帯、文久三（一八六三）年よりは奥年寄を命じられ、明治四（一八七二）年に隠居している。

一代賢次郎信賢は慶応元（一八六五）年に御目見を果たした後、同三（一八六七）年よりは小銃取立方助勤、明治三（一八七〇）年よりは歩兵中隊司令助勤を勤めている。また同年より仏式練兵修行のため東京に一年間留学、翌年戻ると家督を相続している。家禄奉還後は陸軍に入り、大阪鎮台・広島鎮台と移り、同七（一八七四）年の佐賀の乱、台湾の役、同九（一八七六）年の萩の乱に従軍している。同一〇（一八七七）年には広島鎮台歩兵一一聯隊第一大隊第三中隊長、陸軍大尉として西南戦争に従軍し、横川口の戦いで足を負傷し、入院している。明治二七、八（一八九四、五）年の日清戦争では第五師団の兵站司令官として、また明治三七、八（一九〇四、五）年の日露戦争においても、後備歩兵二三聯隊第二大隊長として遼陽の戦いなどに従軍している。日露戦後は松山俘虜収容所の監督や釣島神社の宮司などを勤めた。

## 二、文書の概要

当文書の総点数は七一点で、その内容から知行宛行状・判物改、由緒・家、役職、戦時日誌、その他の五つの項目に分類した。

知行宛行状・判物改は、宇和島藩の歴代の藩主が武田家の当主に与えた知行宛行状、知行宛行状の包紙、一〇代信義が武田家に保管している知行宛行状を記して藩に提出した判物改である。判物改や由緒書等によると、武田家では藩主の代がわりや家督相続等で一八通の知行宛行状が与えられたことを確認できるが、そのうちの二代藩主宗利が三代信知に与えた延宝二（一六七四）年から八代藩主宗城が九代信成に与えた弘化二（一八四五）年までの一三通が現存している（表参照）。

表 武田家が受け取った知行宛行状一覧

番号	年 代	知 行 高	発給者	受 取 人	理 由	番 号
1	正保 2 年 6 月 16 日	(200石)	伊達秀宗	武田三九郎	新知	
2	延宝 2 年 6 月 19 日	200石	伊達宗利	武田大吉	家督相続	A-1
3	元禄10年8月14日	200石	伊達宗贊	武田源太兵衛	家督相続	A-2
4	元禄16年3月16日	(100石)	伊達宗贊	武田逸八郎	家督相続	
5	享保 4 年 11 月 28 日	150石	伊達村年	武田逸八郎	50石加増	A-3
6	享保 6 年 11 月 16 日	150石	伊達村年	武田逸八郎	村年初国入	A-4
7	寛保 3 年 8 月 13 日	150石	伊達村候	武田逸八郎	村候初国入	A-5
8	寛延 4 年 9 月 27 日	150石	伊達村候	武田惣左衛門	家督相続	A-6
9	宝暦 9 年 6 月 16 日	184石 2 斗	伊達村候	武田惣左衛門	旧知高直	A-7
10	明和 2 年 10 月 7 日	184石 2 斗	伊達村候	武田矢治馬	家督相続	A-8
11	安永 2 年 9 月 27 日	147石 3 斗 6 升	伊達村候	武田常之進	家督相続	A-9
12	寛政 7 年 8 月 10 日	147石 3 斗 6 升	伊達村壽	武田源之允	村壽初国入	A-10
13	文化 5 年 4 月 7 日	147石 3 斗 6 升	伊達村壽	武田仁右衛門	家督相続	A-11
14	文政 8 年 8 月 10 日	147石 3 斗 6 升	伊達宗紀	武田仁右衛門	宗紀初国入	A-12
15	文政13年6月4日	(184石 2 斗)	伊達宗紀	武田仁右衛門	36石 8 斗 4 升加増	
16	弘化 2 年 8 月 13 日	184石 2 斗	伊達宗城	武田仁右衛門	宗城初国入	A-13
17	嘉永 4 年 6 月 22 日	不明	伊達宗城	武田仁右衛門	家督相続	
18	万延元年10月1日	不明	伊達宗徳	武田仁右衛門	宗徳初国入	

由緒・家については、武田家が宇和島藩に提出した由緒書の控えや、歴代の当主についてまとめた勤書、その他九代信成が伊達宗紀より与えられた役職や加増の仰付書の写しなどがある。このうち、武田家の系譜がよく分かる「代々勤書」(B 26)、「武田信順勤書」(B 3)、「明和文化由緒書控」(B 27)、「武田信成勤書」(B 24)については史料翻刻を掲載した。「代々勤書」は初代寿信から七代信行までの勤書、「武田信順勤書」は八代信順の勤書、「明和文化由緒書控」は六代信名と八代信順が藩に提出した明和一(一七六五)年と文化三(一八〇六)年由緒書、「武田信成勤書」は九代信成の勤書である。内容的には重複する部分もあるが、これらの資料により武田家の初代から九代にいたる役職の変遷などを詳細に知ることができる。

役職には、武田家の当主が藩の役職についた際に書き残した手控にあたるものをおさめた。いざれも年代は不明であるが、内容からみて九代信成、一〇代信義が書き残したものではないかと考えられる。このうち、「郡奉行控」(C 5)については史料翻刻を掲載した。郡奉行の職掌の記述に始まり、郡奉行として宇和島藩領の村々を支配していくにあたり必要な事柄がまとまって記されている。

戦時日誌はいざれも一一代信賢によるもので、信賢が従軍した西南戦争、日清戦争、日露戦争に関するものが残されている。一人の人物の戦時日誌がこれほどまとまって残される例は大変珍しく貴重である。このうち、西南戦争の日誌(D 3)の部分については史料翻刻を掲載するとともに、その内容は論考「従軍日誌にみる西南戦争について」で紹介する。

最後に、本解題の執筆にあたり、武田家文書を長年調査された今治東高等学校の柚山俊夫先生より筆写原稿の提供を受けるとともに、原稿を資料翻刻として掲載することをお許しいただいた。記して感謝申し上げます。

(井上 淳)

## 八原家文書解題

八原家文書は平成一一（一九九九）年六月、東京都三鷹市の八原昌元氏より当博物館へ寄託され現在に至っている。八原家文書は、昭和八（一九三三）年に九州帝国大学法文学部長沼賢海教授が借用し、戦後になつて返却された。その際、文書は茶箱二つに収納されていたが、当館寄託の際に新しく封筒に入れて分類しなおした。

### 一、八原家の系譜

八原家は松山藩士であり、松山藩の御茶屋がおかれていた津和地島（中島町）に代々詰めていた。日記によると元禄一三（一七〇〇）年より長崎奉行への接待を八原儀左衛門が勤めたり、その後明治まで約一七〇年間津和地島で藩の使者として接待を勤めていた。御用日記・松山藩の分限帳によると、八原家の石高は一〇石前後、格式は寄合大小姓格であったことがわかる。

御用日記に記される宗門改などの記述から、元禄期以降の八原家の家督相続をみていくと次のようになる。

#### 儀左衛門－儀左衛門助久－佐野右衛門包好（昌親）－隼太（昌算・儀左衛門）

#### －團藏－熊之進昌義（儀左衛門）－高次郎昌計

家族は当主夫妻を中心とした直系家族で、それに下人・下女が含まれている。八原家の血縁・姻戚関係は、松山藩士とのつながりもみられる。また佐野右衛門の養子田忠太夫の姪など近隣の藩士とのつながりもみられる。また佐野右衛門の養子として大洲領睦月村（中島町）庄屋九左衛門の二男信次郎、佐野右衛門の妹が松山領畠里村（中島町）庄屋喜三右衛門に嫁いでいることから、藩領を越えて地元の庄屋層ともつながっている。さらに隼太の養子を周防国油宇村岩下静馬方より迎えており、国境も越え近隣の島々とも姻戚関係を結んでいることが分かる。八原家は旦那寺も津和地村洞源寺であり、在地の庄屋などと血縁関係が強い。また大洲・松山藩が入り組む忽那諸島で在勤している関係で大洲藩と、

周防との国境で勤めていることから周防の国との関係も強い藩士であり、松山藩に限らない広い血縁関係をもつ家であつたといえる。

### 二、文書の概要

当文書は総数一三一点である。内容から分類は四つとし、分類別の点数としては、御用日記八八点・公儀巡検一四点・異国人漂流一三点・その他一六点となる。分類別の概要を述べていくと、次のようになる。

#### ①御用日記 八八点

御用日記は、八原氏が勤めた松山藩津和地御茶屋での公務記録である。八原家文書の七割を占める御用日記は、明和五（一七六八）年から慶応四（一八六八）年までの内、八二年分の日記が残存し、連続はしていないがほぼ一世紀にわたる詳細な記録である。御用日記には御茶屋での主たる業務である公儀役人・大名の接待をはじめ、松山藩士としての触書・願書にいたるまで様々な事項が日記形式で記されている。

#### ②公儀巡検 一四点

公儀巡検の分類には、公儀（江戸幕府）の上使や将軍代替わりの際に全国に派遣される巡見使の御用に関わる記録が主である。八原家文書の中でも年代の古い文書が多く、宝永六（一七〇九）年に公儀役人が長崎へ下向する際、八原氏が使者を勤めた記録や、享保一（一七一七）年、豊前中津城の引渡しに際して派遣された幕府上使への御馳走の内訳が記されたものがある。また文化二（一八〇五）年、山陽筋を測量した伊能忠敬ら測量方の御用控も残る。

#### ③異国人漂流 一三点

異国人漂流の分類には、日本各地で漂流した異国人が長崎へ送られる途中、瀬戸内海を通過した際に津和地島で接待した記録である。期間は御用日記とほぼ同じで明和五年から安政二（一八五五）年まで、地域は下総・遠江・紀伊・土佐など太平洋沿岸諸国に漂流した異国人送還の記録が多い。

#### ④その他 一六点

その他は、諸国人別改などの触書、天保五（一八三四）年の郡中御條目がま

とまつて いる。

八原家文書のうち御用日記は、中島町教育委員会が『八原家御用日記』一・二巻として、明和五年から寛政一二年まで翻刻され刊行している。また八原家文書を利用した研究では、『八原家御用日記』の翻刻・編集に携わった西村亀太郎「八原家御用日記摘録」（『愛媛の文化』二五、一九八六）、石丸和雄「八原家御用日記を読んで（上下）」（『伊予史談』一八六・一八七、一九九二）、東昇「瀬戸内海の本陣と御茶屋」（『海道をゆく－江戸時代の瀬戸内海－』、一九九九）がある。

（東 昇）

## 市川家文書解題

市川家文書は、平成九（一九九七）年六月、市川淳二氏より寄託を受けた。

本文書は皮製の箱などに分けて保存されていたため、箱番号を付した上でそれぞれの箱ごとに整理番号を与えた。

本文書群は松山藩の船手方を勤めた市川家に伝わったものであるが、同じく船手方の伊藤家の文書が混在している。これは、所蔵者の祖父にあたる市川源次郎が、伊藤家より養子に入つたという事情によるものと考えられる。

### 一、市川家・伊藤家の系譜

市川家は初代吉右衛門が万治年間（一六五八～六一）に松山藩に召し抱えられたことに始まる。二代吉助は正徳二（一七一二）年に御水主となり、六石二人扶持を与えられている。三代辰八（和平次）は享保六（一七二一）年に御水主となり、七石二人扶持を与えられ、宝暦四（一七五四）年には楫取となつている。四代六左衛門（喜代七）は三津八ヶ家足軽の長谷川伴右衛門卒で、市川家に養子に入っている。寛政三（一七九一）年に御水主となり、同一〇（一七八八）年に家督相続、五石二人扶持を与えられている。文化六（一八〇九）年に哥諷役、同九（一八一二）年に川口番所詰め、同一〇（一八一三）年に船肝煎、文政五（一八二二）年に小船頭と進み、天保六（一八三五）年に八石三人扶持となつていて、同九（一八三八）年大坂在番中に病死している。五代愛太郎は、同年に御水主となり、六石五斗一人扶持を与えられている。安政六（一八五九）年に汐打、万延元（一八六〇）年に川口番所詰め、文久三（一八六三）年に船肝煎、明治二（一八六九）年に小船頭格となつてている。その後は、第六大区六拾四小区組頭・三津栄町の議員などを勤めている。

また、伊藤家については、「諸用控」（B3）により江戸後期よりの系譜を大まかにたどることができる。それによると、伊藤染八（安永七年没）——太兵衛（天明七年没）——儀兵衛（文政一年没）——萬五郎（天保九年没）——岩之助——

友三郎となる。このうち、本文書には、伊藤家の幕末期の当主伊藤岩之助の手によるものが多く含まれている。岩之助は、天保一一（一八四〇）年に五石二人扶持で組入し、安政元（一八五四）年に小早者、同五（一八五八）年に楫取、

同六（一八五九）年に船肝煎、慶応一（一八六六）年に小船頭と進み、八石扶持となつている。

### 二、文書の概要

市川家文書は、船手関係、家、歌謡会、典籍・その他の四つの項目に分類した。

船手関係は、伊藤岩之助が船手としての職務を果たすべく作成したものがほとんどで、時期的にも幕末維新期に集中している。松山藩の船手として最も航海する機会が多かつた瀬戸内海を中心に、遠くは江戸や長崎までの航路図があるほか、実際に航海した際に湊と湊との距離、航海上の目印、注意点などを書き込んだ航海記録も揃っている。その他、船手が大坂において在番を勤める際の職務を書き上げたものや、三津浜で相撲や子供芝居が興行された際の川口番所の記録などが残されている。

家については幕末期のものは伊藤岩之助によるもので、俸禄米の変遷、自らの役職の変遷、先祖の仏事など、伊藤家に関する様々な情報が記されている。明治以降は伊藤家、市川家の両方があり、家禄奉還に関する書類や任命書などが残されている。

歌謡会は、松山藩の船手を勤めた旧藩士の親睦会に当たるものである。旧藩主の久松家より送られた札状などがほとんどであるが、大正から昭和初期にかけて旧藩主と船手の旧藩士との間に親密な交流があつたことがうかがえる。典籍・その他には、典籍と先の項目に当てはまらなかつた資料をここに含めた。伊藤家で使われた手習本が比較的まとまつている。

（井上 淳）